

■地域密着型サービス通知発出一覧

番号	基準種別	項目	質問	回答	発出時期																				
1	4 報酬	「通院介助」の費用徴収	通院介助の費用徴収の取扱いはどのようにすればよいか？	<p>ケアプランに位置付けられた協力医療機関への定期受診等、利用者が適切な医療を受けるための支援は介護サービスの一環と考えられます。そのため、通院介助に係る人件費・燃料費は介護報酬に含まれるため、利用者から徴収することはできません。該当する事業所は今後、重要事項説明書、運営規程等において料金徴収に関する記載内容を見直し、下記区分による料金設定を記載するようお願いします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>人件費</th> <th>燃料費</th> <th>交通費実費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①協力医療機関への通院</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>②利用者が生活するにあたり必要と考えられる通院</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>③突発的な容態急変等により、医師が必要と認める回数を超える通院</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>④利用者の希望による遠方の医療機関（車でおよそ30分以上）への通院</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「人件費」は通院介助料、「燃料費」はガソリン代、「交通費実費」はタクシー代及び公共交通機関等利用料のこと。</p>		人件費	燃料費	交通費実費	①協力医療機関への通院	×	×	○	②利用者が生活するにあたり必要と考えられる通院	×	×	○	③突発的な容態急変等により、医師が必要と認める回数を超える通院	○	×	○	④利用者の希望による遠方の医療機関（車でおよそ30分以上）への通院	○	×	○	認知症対応型共同生活介護事業所における「通院介助」の費用徴収について（平成28年10月3日）
	人件費	燃料費	交通費実費																						
①協力医療機関への通院	×	×	○																						
②利用者が生活するにあたり必要と考えられる通院	×	×	○																						
③突発的な容態急変等により、医師が必要と認める回数を超える通院	○	×	○																						
④利用者の希望による遠方の医療機関（車でおよそ30分以上）への通院	○	×	○																						

番号	基準種別	項目	質問	回答	発出時期
2	1 人員	人員変更に伴う届出の簡素化	介護職員、看護職員が変更になった場合はその都度、届出を行わなければならないのか？	<p>平成29年7月より、介護職員及び看護職員については、人員変更に伴う届出の簡素化を実施しています。毎年4月1日を起算日とし、1年間で人数増減があつたとしても、翌年の4月1日時点で人数に変化がない場合は、届出は不要とします。</p> <p>■届出不要の例</p>  <p>■介護職員及び看護職員のみ届出不要となります。また、この場合における運営規定の変更届も不要です。なお、介護職員、看護職員以外の人員(管理者や生活相談員、機能訓練指導員など)は、届出が必要です。</p> <p>■届出不要の場合でも、人員基準を確認し、法令を順守してください。また、運営規定もその都度改正してください。</p> <p>■県指定の事業(介護予防訪問介護、介護予防通所介護など)は、県の取扱いに従って届出をお願いいたします。</p>	人員変更に伴う届出の簡素化について(平成29年7月3日)

番号	基準種別	項目	質問	回答	発出時期
3	3 運営	定員超過の考え方	小規模多機能型居宅介護事業所において、定員超過が見込まれる場合の対応はどのようにすればよいか？	<p>小規模多機能型居宅介護事業所は、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて提供してはならないとされています。したがって、事業所は定員超過とならないよう、利用者の調整を図るなどして、定員超過とならないよう努める必要があります。しかしながら、利用者の容体、希望等により特に必要と認められる場合は、一時的に通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えることはやむを得ないものとしています。</p> <p>検討した結果、下記の理由で定員超過となる場合は、他の通いサービス及び宿泊サービス利用者と同等のサービスが受けられるよう環境を整えとともに超過の期間、理由等を記録に残してください。</p> <p>■特に必要と認められる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録者の介護者が急病のため、急遽、事業所において通いサービスを提供したことにより、当該登録者が利用した時間帯における利用者数が定員を超える場合</li> <li>・事業所において看取りを希望する登録者に対し、宿泊室においてサービスを提供したことにより、通いサービスの提供時間帯における利用者数が定員を超える場合</li> <li>・登録者全員を集めて催しを兼ねたサービスを提供するため、通いサービスの利用者数が定員を超える場合</li> </ul>	小規模多機能型居宅介護事業所における定員超過の考え方について(平成30年2月7日)

■基準種別：1 人員 2 設備 3 運営 4 報酬 5 その他

番号	基準種別	項目	質問	回答	発出時期
4	3 運営	事業所内における福祉用具貸与物品の使用について	居宅サービスに位置付けられる福祉用具貸与で借りた用具は事業所内においても使用することは可能か？	<p>居宅サービス計画に位置付けられる福祉用具貸与は「居宅要介護者」(■居宅要介護者について参照)を対象としたものです。また、福祉用具貸与物品は、居宅での使用を前提としているため、以下に記載した&lt;例外&gt;を除き、地域密着型サービス事業所内で使用することは原則として認められません。</p> <p>事業所内で使用する福祉用具等、介護の提供に必要な設備及び備品は、各事業所が用意し、その費用を負担することになります。</p> <p>&lt;例外&gt;</p> <p>福祉用具貸与を受けている利用者が、地域密着型サービスの利用に伴い福祉用具貸与物品を一度返却し、退所後に再度福祉用具貸与を受けることによる事務の煩雑化及びこれに伴う利用者の負担を避けるため、次の①及び②の条件を同時に満たしている場合に限り、地域密着型サービス事業所内での福祉用具貸与物品の使用を例外として認めます。</p> <p>①利用者が居宅においても、福祉用具貸与物品を使用していること</p> <p>②利用者が地域密着型サービス事業所内において福祉用具貸与物品の使用を要望していること(利用者の希望が確認できるよう、文書により記録しておくことが望ましい)</p> <p>■居宅要介護者について</p> <p>「居宅要介護者」とは、居宅において介護を受ける者を指しています。なお、地域密着型サービス等の長期継続利用により、利用者がひと月に継続して二泊以上居宅に戻らない状態は、居宅要介護者に該当しないものとして取り扱います。</p>	地域密着型サービス事業所内における福祉用具貸与物品の使用について (平成30年3月30日)

■基準種別： 1 人員 2 設備 3 運営 4 報酬 5 その他